

6. 個別の課題

制度構築上の基本的な考え方は5で示したとおりであるが、制度設計上問題となり得る個別の課題について以下で整理した。

(1) 保護の対象となる地理的表示

1) 対象となる製品の範囲

まず、農林水産物、食品に限定するのか、工業製品を含む商品全般を対象にするのかの問題がある。これに関し、EUの仕組みでは、対象は一定の *agricultural products* と *foodstuffs* であり、おおむね農林水産物及びその一次加工品が対象とされている。地理的表示は、地域との結びつきが主要な要素であり、農林水産物及びその一次加工品は地域との結びつきが強いと思われるとともに、工業製品に比べ品質の差が大きく、また多くの生産者により生産されることから、基準策定の必要性が高いことが背景にあるものと考えられる。韓国の農産物品質管理法においても対象は農産物及びその加工品である。

しかしながら、地理的表示の対象は農産物、食品に限られるものではない。実際、TRIPS協定、リスボン協定においても、対象物は農産物、食品に限られず全商品が対象となっている。独自の保護制度を取る国の制度を見ても、手工芸品、工業製品等も対象としている国が多い。なお、我が国の地域団体商標においては、農林水産物・食品が登録数の約半数を占めるものの、「江戸切子」、「輪島塗」等の伝統産品等も数多く登録されている。

農産物及び食品以外の商品を地理的表示の保護の対象とするかは、実態を踏まえた必要性やWTO交渉の状況などを踏まえる必要があると思われるが、まずは、農業政策との関連性等から、特に必要性が高い農産物及び食品を念頭に検討を行うことが適当ではないかと考えられる。

次に、農林水産物及び食品とした場合でも、加工度の高いもの（菓子等）、料理（〇〇ラーメン等）、食品でないもの（炭等）、酒等の扱いが問題となり得る。このうち、酒はワイン、焼酎等地理的表示の対象となるものも多く、制度から除外する積極的理由はないと考えられる。ただ、酒については、現在の酒団法に基づく制度との関係をどうするかの問題があるが、同法に基づく保護よりも新たに導入する地理的表示保護の保護内容等の方が充実するものと考えられ、この点からも対象とするかどうかについて十分検討する必要がある。いずれにせよ、これを対象とするかどうかについては関係省との調整が必要と考えられる。

加工度の高いものについては、菓子等必要性の高いと考えられるものがあり、特に排除する必要はないと考えられる⁽⁸⁶⁾。料理については、〇〇ラーメン等が典型であるが、料理の提供ならば商品ではなくサービスに該当するという問題のほか、その土地以外で作られても、独特の製法、味のものはその名称で呼ばれることが多いものと考えられる。このた

め、産品の原産地を特定する表示である GI には該当しないことが多いものと考えられる。ただし、この点については、「地域との結びつき」という登録要件の問題として考えればよいとも考えられ、あえて、明示的に対象外にする必要はないとも考えられる。なお、EU 制度のように、外縁部については政令等で明示的に対象となるものを定めておくことも一方法と考えられる。

食品でないものについても、炭等地域とのつながりが強い農林水産物の一次加工品⁽⁸⁷⁾であれば特に排除する必要はないものと考えられる⁽⁸⁸⁾。ただし、その外縁部については、例えば政令で特定するなどして明確化しておくことが必要と考えられる。

2) 保護の対象となる地理的表示(地理的表示の定義)

(i) 基本的な考え方

保護の対象とする地理的表示については、比較的要件の緩やかな TRIPS 協定の地理的表示にならう考え方と、地理的とのつながりがより強い原産地呼称(リスボン協定の定義や仏の AOC のようなもの)とする考え方があり得る。TRIPS 協定との整合性や、EU 制度においても PDO 及び PGI を設けて TRIPS 協定の地理的表示と同様の範囲まで保護していることを考えれば、TRIPS 協定の定義(「ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示」)を基本とすることが適当と考えられる。

ただし、EU 制度の PDO 及び PGI のように、より地域との結びつきの強い(例えば原料についてもその地域産であることが必要となる)ものと比較的結びつきが緩やかなものの 2 類型を設けることは考えられる。EU の実績を見ても PDO の方が価格面で高い評価を得ていること、原料までその土地産のものであることが明確となり消費者により適切な情報が伝わることなど、2 類型を設けることには一定のメリットがあると考えられる。一方、EU においても、地理的表示保護の歴史の長い国を除き、消費者の PDO と PGI の違いに対する評価は顕著でないことから⁽⁸⁹⁾、地理的表示制度についてなじみのない我が国において、2 種類の制度が有効かについては考慮を要するものと考えられる。また、我が国の実態を見ると、PDO に該当するものが必ずしも多くないこと(付論 1 参照)にも留意が必要である。最終的には政策判断の問題と考えられる。

なお、TRIPS 協定上、地理的表示といった場合、名称のみならず、マーク等による表示を含むこととなる。この扱いも要検討であるが、基本的には名称として定義すればよいのではないかと考えられる⁽⁹⁰⁾。

(ii) 名称

基本的に、ある商品を指す名称で、地理的名称が含まれるものが対象となる。原産地が特定できればよいので、地理的名称は、現在の地域名に限られず過去に存在した地域名で

も差し支えないものと考えられる。

問題となるのは、①名称に使用される地域名と実際の生産地域が乖離する場合、②地理的名称を含まない場合である。EU における運用や、地理的表示が「原産地を特定する表示」であることを考えると、その名称によって原産地が特定される限り、保護を認めても差し支えないものと考えられる。具体的には、①の場合は名称に使用される地域名以外の地域で生産されたものを含めて、その名称で呼ばれることが定着している場合、②の場合はその非地理的な名称によって原産地を特定できる場合(例えば「いぶりがっこ」の場合の秋田の一部地方)は、登録を可能とすることが適当ではないかと考えられる。

また、地理的表示については、特定の名称で一定の品質等を持った産品が長年流通し、品質等がその名称と密接不可分に結びついていることが、名称保護の基礎となっていると考えられることから、登録に当たって新たに名称を作ることとは認められず、その産品を流通させるために一定期間使われてきた名称であることが必要と考えられる。EU の運用も同様である⁽⁹¹⁾。

(iii) 特徴及び地域とのつながり

登録対象産品の特徴と地理的地域の間には、つながり、因果関係が必要である。この関係性が、適切な生産地域を確定する上でも鍵となる。原則としては、味、香り、外観、成分等科学的に説明できる特徴や、官能的に説明できる特徴が、原産地の自然的、人的要因による環境に起因していることが必要となる。ただし、「社会的評価」のみでも登録が可能とする場合、その評価は困難な面があるが、消費者意識の調査等により判断していくものと思われる。いずれにせよ、運用に当たっての基準の設定が必要になるものと考えられる。なお、この点の詳細については付論 1 を参照のこと。

3) 消極的要件

地理的表示が、①一般名称(讃岐うどん等)であったり、②植物又は動物の品種名と一致したり、③商標と一致したりする場合の扱いが問題となる。

一般名称となっている場合は、当然登録を認めるべきではない。その名称は、ある特定の地域産の産品を指すものではなくなっているからである。ただ、何が一般名称かは議論の余地がある(4(2)2)(vi)及び本節(10)を参照)。地理的表示の保護の要件を考えるに当たって、一般名称であるか否かの判断は、それがどの地域で作られてもその名称で呼ばれると一般的に認められるものか、あるいは、特定の地域で生産されると認識されるものかにより判断されることが適当と考えられるが、この判断には、消費者調査や専門家の意見を要する場合があると思われる。なお、TRIPS 協定では、一般名称として自国の領域において通例として用いられている用語と同一の地理的表示については、協定上の保護を適用しないことができるとの規定がある(第 24 条第 6 項)。この考え方を踏まえれば、我が国以外の国で地理的表示として保護されている名称であっても、我が国においては、一般名称であるとして地理的表示としての保護を認めないこととする余地がある。外国か

らの出願について、考慮を要する部分と思われる。

名称が、植物又は動物の品種名と一致する場合は、流通上の混乱を避ける観点等から、基本的には登録を認めないと思われ（４（２）２）（iii）及び（vii）参照）。ただし、その地域のみでの生産が確保されている場合（育成者権に基づき生産地域が制限されている場合、地鶏などで種雛の提供がその地域のみで制限されている場合等）等は、登録を認めても混乱はないものと考えられ、考慮が必要と思われる⁽⁹²⁾。EU 制度においては、原則登録を認めないものの、登録申請前に当該地域以外で商業的に生産されていなければ登録が可能となっている（詳細規則第 3 条）。一方、品種名を一部に使った名称は、特に混乱を招くものではなく登録可能と考える⁽⁹³⁾。

商標との関係は 8 を参照のこと。

（２） 規制内容の明確化

１） 保護の内容

基本的に、TRIPS 協定の追加的保護の内容や EU 制度における保護内容も参考に、これらと同等の積極的な保護内容とすべきと考えられる。具体的には、明細書（生産地域、生産基準、品質基準等）を満たす製品について地理的表示の使用を認め、これを満たさない製品には使用を認めないとの内容が基本となると考えられる。これに関しては、TRIPS 協定の追加的保護の内容も踏まえ、真正な原産地が表示される場合、翻訳して使用される場合、「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合も同様に禁止すべきと考えられる。

この場合、使用が禁止される範囲は、制度目的の達成のため必要な範囲に限定することが適当と考えられ、EU 制度や我が国商標法を踏まえれば、①同一又は類似の製品への使用、又は②登録名称の評判の不当な利用になる使用とすることが考えられる。ただ、②の評判の不当な利用については、その内容、規定ぶりについてさらに検討を要する。また、①については類似製品の範囲（後述の 2）参照）、②に関連して登録産品を原材料とした産品に関する登録名称の使用（後述の 3）参照）等が問題となる。

なお、EU の制度にならえば、名称の悪用、模倣、想起（evocation）といった場合も保護対象に含むことを明示することとなる。EU はこの広い保護を重視しているが⁽⁹⁴⁾、特に想起の内容はどの範囲まで含まれるか明確ではない⁽⁹⁵⁾。TRIPS 協定が定める、翻訳や「型」等を伴う場合を超えて、想起等を一般的に規定する必要があるかなど、権利内容を具体的にどう定めるかについては、制度化に当たり、慎重な検討を要すると思われる。

２） 類似製品の範囲

類似製品の範囲については、商標における「類似商品・役務審査基準」や EU 制度の運用実態を踏まえ、運用面で明確化していくことが望ましいと考えられる。

なお、商標審査基準では、商品の類似を判断するに際しては、①生産部門が一致するか

どうか、②販売部門が一致するかどうか、③原材料及び品質が一致するかどうか、④用途が一致するかどうか、⑤需用者の範囲が一致するかどうか、⑥完成品と部品との関係にあるかどうか、の基準を総合的に判断するものとされ、この場合、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとされている。類似商品・役務審査基準では、具体的に類似と考えられる商品の範囲が定められている⁽⁹⁶⁾。

3) 登録産品を原材料とした産品への登録名称の使用

(i) JAS 法に基づく品質表示基準

JAS 法に基づく「加工食品品質表示基準(平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号)」においては、特定の原産地のもの等使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、その原材料の使用割合を付記することとされている(ただし、使用割合が 100 % の場合は割合の表示を省略可)。地理的表示対象産品を原材料に使用しそれを表示する場合も、この規定に該当するものと思われる。この規程に従えば、地理的表示対象産品を少量使用している場合であっても、その使用割合を付記すれば、当該地理的表示対象産品を使用している旨の表示が認められることとなる。

(ii) EU 委のガイドライン

登録産品を原材料とした産品への登録名称の使用に関しては、現在、EU 委から、次のような内容のガイドラインが提案されている⁽⁹⁷⁾⁽⁹⁸⁾。

ア PDO/PGI として登録された名称は食品の材料リストに含めることができる。

イ PDO/PGI として登録された名称は、次の条件の下、食品の流通名や表示、ラベル等に使用できる。

(ア) その食品が PDO/PGI の原材料と部分的・全体的に置き換えられる他の類似の原材料を含んでいないこと(例えば、ロックフォールチーズの場合、ブルーチーズは類似産品)。

(イ) その原材料が、その食品に本質的な特徴を与えるため十分な量使用されていること(ただし、そのパーセンテージはその原材料により異なり一律に示すことは困難)

(ウ) 原材料の使用割合のパーセンテージが、理想的には、流通名やその付近、又は材料リストの中に示されるべきこと。

ウ 登録名と一緒に使用される用語、シンボル等は、その食品自体が PDO/PGI でないことを明らかにした上で使用されるべきである。

エ PDO/PGI の原材料と類似の原材料が含まれている場合、PDO/PGI として登録された名称は、他の類似の原材料と同じルールの下、原材料リストにのみ言及されるべきである。

(iii) 考え方

地理的表示登録産品の評判に便乗した商品が売られることは、地理的表示登録産品の評判を低下させ、農業者及び消費者に不利益が及ぶこととなると考えられる⁽⁹⁹⁾。現在、加工食品品質表示基準により一定の規制が行われているが、地理的表示を製品名に使用する場合は地理的表示産品以外の代替品を使用していないこと、その加工品自体は地理的表示産品でないことを明らかにすることなど EU のガイドラインの方がより厳しいものとなっている。現行ルール以上の基準が必要か検討する必要があるものと考えられる。

なお、生鮮品を加工仕向けにする場合、品質基準を満たさない低品質品を加工に回す場合もあるものと考えられる。このような場合、加工に仕向けられるものは明細書に適合せず、地理的表示産品でないことになってしまうとの問題があるが、このような場合、明細書に加工仕向けの基準を別途設けることを可能とすることも一案かと考えられる。

4) 小分けする場合の取り扱い

農産物等の流通実態を踏まえれば、小分けを行った場合も、基準に適合する限り小分けした者が地理的表示を使用できるとすることが適当ではないかと考えられる（EU 制度類似）。ただし、EU においては、一般的にトレーサビリティが求められているほか、地理的表示対象品目について、明細書において、定められた地理的地域を原産地としている証拠が求められており、特にトレーサビリティの確保が求められている。トレーサビリティが確保されていない場合、その小分けされた産物が基準に適合しているかを判断することが難しくなるとの問題があり、小分けを行う場合は購入先等の記帳を義務づける（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律で求められている程度のトレーサビリティ）こと、又はあらかじめ定められた者のみ小分けができることとすること等を要件とすることも検討する必要がある⁽¹⁰⁰⁾。なお、トレーサビリティの確保は、小分けに当たってのみならず、産地が特定される地理的表示産品として販売する以上、必要な事項として検討することも必要と考えられる。

また、EU 制度同様、必要性がある場合は小分けも一定地域内に限定することを明細書で定めうるようしておくことは必要ではないかと考えられる。

(3) 申請、登録の手続

1) 申請主体

申請に当たっては、生産地域、生産基準、品質基準等を内容とする明細書を作成して行うことが必要となる。このため、登録を申請できるのは、生産者がごく少ない等の例外的場合を除き、その地域の生産者を代表しうる生産者の団体とすべきである。なお、このような趣旨からは、必ずしも法人格を有する者のみではなく、協議会のようなものでも良いのではないかと考えられる。

2) 明細書の内容

明細書には、名称、製品の品質、社会的評価その他の特性等の説明、生産地域、生産地域と製品の特性とのつながり、明細書との適合性の担保方法（検査主体等）を記載することが必要と考えられる。

3) 審査基準、審査体制（含む異議申し立て）

申請された内容が、地理的表示保護の積極的要件、消極的要件から登録可能かを判断する必要があるが、特に、生産地域の範囲、生産基準、品質基準などについては関係人の意見が大きく異なることがあることも予想される（例えば、4（2）2）（ii）の八丁味噌）。このような場合、申請された明細書に対する異議申立て手続の中で調整を行うこととなると考えられるが、最終的には、その名称で呼ばれる産品を一般の消費者等がどう認識しているか、産品の特性と結びつきが認められる地域の範囲はどこまでか、産品に不可欠と考えられる品質、製法は何か等を客観的に判断することが必要と考えられる。この判断に当たって、行政のみによる判断でよいのか、又は、消費者、専門家等から構成される審議会的なものの意見を聞くべきかはさらに検討を要すると思われる^{(101) (102)}。

なお、審査については、内容に踏み込んだ専門的な見地からの判断が必要であり、行政として新たな体制整備が必要と考えられる。

（4）品質管理の体制

1) 明細書適合を確認する主体

産品の品質等を保証し、消費者等の評価を上げる機能を重視した場合、明細書適合の確認は、EU の制度と同様、生産者団体とは別の独立した第3者機関、又は公的主体で行うことが望ましいと考えられる⁽¹⁰³⁾。

一方、独立した第3者機関での確認とした場合、検査費用等の負担が比較的大きくなることが予想される。このため、韓国制度のように生産者団体（又は生産者を中心とし行政等が加わった協議会のようなもの）が行う方法も考えられる⁽¹⁰⁴⁾。

どのような仕組みとするかは、実態や実現可能性、効果等を総合的に勘案した政策的な判断の問題と思われるが、より地理的表示の保護の特徴、メリットを出すためには、独立した第3者機関による方が望ましいと思われる。

2) 検査計画の策定等

検査計画については、その内容及び頻度等について行政が一定の基準を示した上で、これに適合するよう、申請を行った生産者団体又は、検査を行う管理団体が策定することが望ましいと考えられる。この計画については、申請の際、申請書類として添付するとともに、その変更時（又は毎年）提出を求め、行政がチェックすること等により、適格性を確保することが望ましいと考えられる。

3) 品質管理の体制がとられないときの措置

検査計画が適切に作成されず、また検査計画に従った検査が行われていないときなど、当該製品の品質管理の体制がとられないと判断される場合は、是正命令等の是正措置をとり、それでも改善されない場合は、登録の取消を行うべきである。

(5) 担保措置

1) 行政上の措置（含む罰則）

地理的表示制度は行政が関与した形で製品の品質等を保証していく仕組みであり、明細書に適合しない製品がある場合は、行政が是正命令等を行い、その命令が守られない場合は罰則で担保することが適当と考えられる⁽¹⁰⁵⁾。この場合、生産地域は明細書に適合しているが、たまたま生産基準や品質基準を満たさなかった場合と、そもそも生産地域が異なる場合（明らかな偽物）があり得る。後者の場合、JAS 法で原産地表示違反を直罰にしていることを踏まえると（第 23 条の 2）、命令の措置を経ずに直罰とすることも考え得る。

なお、この違反に対する対応のための体制整備が必要と考えられるが、明細書適合の判断には専門的知識が必要であることを踏まえ、地域ごと（農政事務所等）で行うのか、本省が直接行うかは検討を要する。

2) 民事上の措置

制度の実効性を担保し、真正な製品の生産者の保護を充実するため、明細書に適合しない製品により損害を受けた者に対し、①差止請求権、②損害賠償請求権を明示的に認めることが考えられる。

本項で前提としている地理的表示保護においては、必ずしも生産者に「〇〇権」といったものが与えられるものではないが、

① 特に〇〇権といったものが規定されていない不正競争防止法において、不正競争によって営業上の利益を侵害された者に対し、差し止め請求権及び損害賠償請求権を認めていること（同法第 3 条、第 4 条等）⁽¹⁰⁶⁾。

② TRIPS 協定においては、地理的表示も知的所有権の一つとされ、同協定上、知的所有権には民事上の司法手続を権利者に提供する（第 42 条）こととされていること。等から、このような民事上の措置を規定することは十分ありうるものと考えられる。

(6) 産地表示との関係

JAS 法に基づく「生鮮食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 514 号）」においては、生鮮食品について、原産地を表示することとされ、この原産地に関しては、国産品の農産物については都道府県名（市町村名その他一般に知られている地名も可）を記載することとされている。また加工食品については、「加工食品品質表示基準」において、一物品目について原料原産地を記載することとされている。

このため、特に生鮮食品について、地理的表示保護のための規制と品質表示基準上の義務とがバッティングすることが生じうる。例えば、仮に「山形さくらんぼ」が地理的表示として登録された場合、「山形産さくらんぼ」「さくらんぼ（山形産）」等の表示が規制の対象となり得るかの問題である。これに関し、EU 制度では、このような産地表示も認めず、地理的表示に使用されている地域名とは異なるレベルの地域名（例えば地理的表示に係る地域その地域を含む州名）を記載させるとの説明であった^{(107) (108)}。

しかし、消費者利益の保護のために必要なものとして義務づけられる規制についてまで、地理的表示の保護が優先するとすることは適当とは考えられず、法令に基づき産地を記載する場合は地理的表示保護の例外とすることが適当と考えられる。ただし、品質表示基準において、地理的表示との紛れが起こることのないよう、適正な表示方法を定める（又は地理的表示保護制度において、規則の例外となる表示方法に要件をかける）ことが適当ではないかと考えられる。

（７） 商標との関係

商標との関係については、付論 2 を参照されたい。

結論的なことのみを記せば、まず、地理的表示が先に出願・保護されている場合は、基準に適合する製品についてのみ、その地理的表示の使用が認められることになるため、当該地理的表示を含む商標で、地理的表示登録の際定められた産地、基準に適合しない製品に関して使用するものの登録を拒絶すべきと考えられる。

一方、既存商標がある場合に地理的表示の保護を認めるかについては、先行優先の考え方をとることも考えられる。しかしながら、地理的表示及びその保護制度の特徴を踏まえれば、以下のような理由から、商標と地理的表示の関係は、先行したものが必ず優先するという方式をとらず、その商標に係る商品と混同のおそれ強い場合は登録を認めず、そうでない場合は可能とする EU 類似の方式が望ましいのではないかと考えられる。

- ① 地理的表示は、一定の品質を持つ製品の原産地を特定する表示であり、商標権の効力の例外とされる記述的用語の公正な使用と同様の機能をもつものであること。
- ② 先行優先の考え方を厳格に適用することは、真正な原産地の製品についてその原産地を示す名称（＝地理的表示）を名乗ることを禁ずることとなり、かえって不公正な結果をもたらしかねないこと。
- ③ 地理的表示を使用できる製品は、特定された地域で生産され、かつ一定の品質等の基準を満たすものに限られ、その要件及び基準への適合について行政等のチェックが行われるものに限られること。このため、地理的表示を使用できる産物は非常に限定されることから、既存商標と地理的表示の併存を認めても、既存商標の権利の侵害は限定された範囲にとどまること。
- ④ 地理的表示の保護は特定の個人、団体に独占的な権利を与えるものではなく、その意味で、独占権同士の調整の問題ではないこと

いずれにせよ、本問題については、商標担当部局との十分な調整が必要な事項と思われる

る。

(8) 特別のマーク

EU 制度においては、PDO,PGI それぞれに特別の共通マークを定めており、EU を原産地とする産品については、PDO,PGI という表示及びそのマークを使用することが義務づけられている。

我が国においても、①個々の産品としては必ずしも著名でないものがある中で、一定の基準を満たす地理的表示産品であることを明確にし、消費者の信頼度を上げる効果、②地域団体商標等と地理的表示が重複した場合の区別、③トレーサビリティシステムの未整備に対する補完、等の観点から、マークを定めその使用を義務づける方が望ましいのではないかと考えられる。

一方、小分けをした場合にマークの使用を義務づけるのか、また、小分けした者が自由にマークを貼付して良いのかはさらに検討を要する⁽¹⁰⁹⁾。

(9) 既存名称との関係

1) 問題となり得る名称及び一般名称との関係

地理的表示の保護の関係で問題となり得る名称として、「カマンベールチーズ」「パルメザンチーズ」等がある⁽¹¹⁰⁾。

この関係では、まず、その名称が一般名称であるかどうかの問題となり、一般名称であればその名称の使用は可能である⁽¹¹¹⁾。このような名称のうち、カマンベール、ブリー、エダム、ゴーダ、チェダー、エメンタールは一般名称であるとされており、これに関し EU で実際に登録されている表示も「Camembert de Normandie」「Gouda Holland」等と、カマンベールやゴーダにさらに地名を冠したものとなっている。

パルメザンチーズについては、EU で登録されている名称は「Parmigiano-Reggiano」であるが、「Parmesan」の使用は、EU 規則第 13 条第 1 項(b)の「想起」に該当すると判断されている（欧州司法裁判所 2008.2. 26 判決⁽¹¹²⁾）。この考え方に従えば「パルメザン」は一般名称ではなく、その使用が禁止されることとなる。一方、我が国ではアメリカ産のパルメザンチーズが一般的に流通しており、(1) 3) で触れたように、我が国では一般名称化していると考え余地はある。

ある名称が一般名称であるか否かについては、EU と米豪等とで考え方に差があるものと考えられ、情報収集の上、我が国としての運用面での取り扱いを定めていく必要がある。

2) 経過措置

TRIPS 協定においては、追加的保護に関し、加盟国の国民又は居住者が、ぶどう酒等の地理的表示を(a)1994 年 4 月 15 日前の少なくとも 10 年間、又は(b)同日前に善意で継続して使用していた場合は、その使用を禁止することを加盟国に求めないとしている（第 24

条第4項)。これを受けて、酒団法に基づく表示基準で同様の規定が置かれている。

一方、EU 規則においては、名称の公告前少なくとも 5 年間継続してその名称を使用し販売を行っている場合等に、異議申立てを前提として、5 年以内の移行期間を設けることができる（第 13 条第 3 項）。また、1993 年 7 月 24 日前に 25 年以上公正に使用されていた等一定の要件を満たす名称について、最大 15 年間、非登録名称と登録名称との共存を認めることができることとされている（同条第 4 項）（2（2）6）参照）。この場合、非登録名称の使用には、その原産国が明示されなければならない。

従来からその名称で販売していた事業者の利益を尊重する観点からは、TRIPS 協定第 24 条第 4 項を参考に、制度創設前少なくとも 10 年、又は制度創設前に善意でその名称を使用していた場合は、原産地を明示することなどを要件とした上で、その名称の継続使用を認めるとすること等の措置をとることが考えられる。この場合、期間を一定期間に限るか否かは検討を要する。

国内農業への影響及び対外的配慮（EU 及び輸入国）を見極めた上で判断すべき問題と考えられる。

なお、この経過措置については、原産地の異なる製品について、登録される地理的表示と同一・類似の名称が使用されている場合の扱いを念頭に置いている。一方、原産地を同じくする製品であって、定められた明細書を満たしていない製品に関して、名称の継続的な使用を認めることは、明細書該当のチェックを通じた地理的表示の品質保証機能を減殺し、生産者・消費者双方のデメリットにつながることから、EU 制度のように基準に適合させるための一定の移行期間を設定することはありうるものの、永続的に名称の使用を認めることについては慎重であるべきと考えられる。

（10） 制度運用上の課題

個別の地理的表示の登録に当たっては、明細書の作成が必要になるが、この作成に関し、生産地域、品質等の基準、生産の基準を定めるとともに、品質等と地域とのつながりを説明することが必要となる。生産地域の確定や、品質・生産基準を巡っては、生産者の間で意見の相違が生じるケースも多いと考えられ（前出、八丁味噌などの例）、この合意形成を円滑に進めることが必要となる。この合意形成のためには、行政等が、支援・調整を行うことも有効と考えられ、個別ケースの状況に応じ対応を検討することが望ましいと思われる。

一方、地理的表示は消費者の信頼を守るものでもあることから、単に関係者の間で合意がとればよいわけではなく、登録に当たっては、明細書の内容が、消費者に認識されている内容と齟齬がないことが必要とされる。このため、あらかじめ運用の基準を明確にしておくほか、具体的な事例の審査に当たっては、専門家、消費者等の視点を入れた審査が必要と考えられる。

また、登録後の地理的表示対象産物の品質管理を行うため、第3者機関がチェックを行う体制を取る場合は、そのための体制整備を行うとともに、第3者機関のチェックが的確

になされるよう、行政として適切な監督を行う必要がある。

さらに、地理的表示の登録だけでは、農業振興、地域振興の効果は期待されず、地理的表示登録を活かして積極的なマーケティング活動を行っていくことが必要とされる。これは一義的には各生産者、生産者団体の努力によることとなるが、EUにおける支援策等も参考に、行政が、地理的表示産品全体の知名度向上やモデル的なプロモーション活動の支援等を行っていくことも重要と考えられる。

7. まとめ

6までで述べたとおり、地理的表示の保護制度はEUを中心に既に多くの国で整備されており、これまで行われた調査によれば、価格上昇に一定の効果をあげ、農家手取りを増やす効果をあげている。また、それだけでなく、その産品を核とした加工、販売等の一体的取組（六次産業化）や観光まで含めた地域活性化に役立っているケースも見られ、さらに、輸出市場での有利性確保も期待されるものとなっている。

一方、我が国では、地域団体商標制度等によって、地域ブランド保護が図られているが、消費者に品質を保証し、ブランド価値を高める等の観点で必ずしも十分でない部分がある。この点、EU型の地理的表示保護制度は、基準を定め、その基準に適合していることを担保することにより、消費者の評価を高め、それがその農産物の評価を上げることにつながる仕組みであり、農業者の利益と消費者の利益双方に資するものと言える。

このように考えれば、わが国にもEU型の地理的表示保護制度を導入すべきと考えられる。この際、5で述べたとおり、制度による品質保証機能が重要と考えられ、具体的には、品質等の基準の順守が確保されるような仕組み（基準の公示と検査体制）と、基準を順守する者はだれでも名称を使用できる仕組みとすることが重要と考えられる。ただし、制度創設に当たっては、6で述べたような論点に配慮し、混乱が生じないよう制度設計をすべきである。

地理的表示を適切に保護する仕組みを設けることによって、農産物等のブランド化が図られ、農業振興・地域振興に資するとともに、消費者の利益につながることを期待するものである。

注 86 EU 制度では、ビール、パン、ケーキ、パスタ等を対象としている。

87 例えば、紀州備長炭等が考えられる。

88 EU 制度では、干し草、精油、花及び観賞植物、羊毛等を対象としている。

89 「EU SYSTEM FOR GEOGRAPHICAL INDICATIONS FOR AGRICULTURAL PRODUCTS AND FOODSTUFF」においては、EUを通じてみると消費者の PDO と PGI の違いに対する評価はあまり顕著ではないが、地理的表示保護制度の歴史の長い国では顕著であることが指摘されている。このため、両者の価格面での差も生じているものと考えられる。

90 EU 制度においては、PGI についても「the name of region,・・・」と、名称として定義されており、表示については保護内容として規定されている（第 13 条第 1 項）。

91 「EU SYSTEM FOR GEOGRAPHICAL INDICATIONS FOR AGRICULTURAL PRODUCTS AND FOODSTUFF」

92 長野県の「市田柿」のように、品種名と考えられるが地域団体商標の登録を受けているものもあることを踏まえれば、登録を認めない具体的内容についてはさらに検討を要するものと考えられる。